

令和五年度

みなかみ中

生活の道しるべ

(3) 自転車通学者のきまり

○自転車通学の許可地域

・名胡桃方面ー上津・下津の台地、南区
(小川島は除く。)

・上組方面ー橋上より以遠。

・下牧方面ー町立下牧児童館北側道路よ
り南

・真政方面ー関越自動車道引き込み線よ
り北(宮地は除く)

・上組方面ー後閑上方面ー坂上、貝久保

※右記以外の地区でも場合によつては認める

こともある。

○自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」

を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。

○自転車は指定置き場にきちんと置く。

○四月の車体検査を受け、整備された自転車

に乗る。

○冬季で路面が危険なときは徒歩にする。

○発車時刻5分前までには、所定の停留所に

集合する。運参者があつても定時に発車す

る。乗車しない場合には、同じ方面的友達

にその旨を必ず伝えて、運転手さんに連絡

する。

○乗降は安全を第一とし、かつ定刻運行確保

○ため迅速に行う。

○停車したバスの前後の横断は危険なので絶

対にしない。

○車内では運転手さんの注意を守る。

○左記のいずれかの専門委員会に所属し、積

極的に活動する。

○その他、スクールバス通学者のきまりを守

り、安全運転に協力する。

学校は社会の縮図であるともいわれます。人として社会生活を営む上には必要でなくことのできない心得があるように、みなかみ中学校にも、集団生活を送るための心得があります。それがみなかみ中学校の「道しるべ」です。そこでこの「道しるべ」には、みなみ中学校で三年間の集団生活を送る生徒として大切なこと、知つておきたいことなど、最も基本的な事項である「生活心得」と「生徒会・部活動・学級活動」の二項目を載せました。

そこでこの「道しるべ」には、みなみ中学校で三年間の集団生活を送る生徒として大切なこと、知つておきたいことなど、最も基本的な事項である「生活の心得」と「生徒会・部活動・学級活動」の二項目を載せました。

※三年生は、旧中学校の制服の決まりに準ずる。

○登校後は学校指定の体育着に着替える。

※三年生は旧中学校の体育着でもよい。

○上履き・体育館シューズは学校指定のものを使用する。

○靴はランニングシューズとする。

○(全体及び紐等全て白の単色とする。)

○冬期(十二月～三月末)は天候に応じて、

長靴やスノートレで登校してよい。

○冬期(十一月～二月末)は、ワインドブレ

ーカー着用の上、体育着登下校を認める。

○但し、儀式等は制服で参加する。

○防寒着は学校指定のワインドブレーカーを着用する。厳寒時は、スキーウエア等の着用を認める。

○カーディガン・セーターは着用しない。

○アンダーシャツ等は首元や袖口などから見えないように着用する。

○カーディガン・セーターは着用しない。

○体育着やワインドブレーカーの破れは直ちに繕う。

○休日、学校へ来るときは体育着か制服、もしくは部活動で許可された服を着用する。

○事情により車で登下校をする際には、河川敷で乗降することとする。

○スクールバス使用生徒は、「スクールバス通学者のきまり」を守る。

○登下校は原則徒歩(自転車・スクールバス)とする。

○事情により車で登下校をする際には、河川

敷で乗降することとする。

○スクールバス使用生徒は、「スクールバス通学者のきまり」を守る。

○それ以外の曜日については、「朝活動の年間計画」に準じて実施される。

○8時15分には、集会の場所に集合する。

○月曜日(各種集会もしくは朝読書)

○給食は必ず白衣・帽子・マスクを着用し、準備・配膳一片付けを行う。

○弁当持参時の飲食容器は、各自の責任において持ち帰る。

○終了後、必ず担当の先生に連絡し、指示を受ける。

○体力向上上班は、体育委員会を中心にして体力向上に向けた活動を行う。

○ソックスは白とする。(ワンポイントは可。ライン入りやくるぶしがかくれないソックは不可。)

3. 服装・持ち物など

(1) 服装等

- 登下校時は学校指定の通学服を着用する。
- ソックスは白とする。(ワンポイントは可。ライン入りやくるぶしがかくれないソックは不可。)

3. 服装・持ち物など

- ズボンのベルトは、黒または茶色とする。(過度の穴あきベルトは不可。)
- 夏期(六月～九月)は、白のポロシャツを着用する。(ポロシャツは学校指定のものでなくともよい。)
- 三年生は、旧中学校の制服の決まりに準ずる。
- 登校後は学校指定の体育着に着替える。
- 上履き・体育館シューズは学校指定のものを使用する。
- 靴はランニングシューズとする。
- (全体及び紐等全て白の単色とする。)
- 冬期(十二月～三月末)は天候に応じて、長靴やスノートレで登校してよい。
- 冬期(十一月～二月末)は、ワインドブレーカー着用の上、体育着登下校を認める。
- 但し、儀式等は制服で参加する。
- 防寒着は学校指定のワインドブレーカーを着用する。厳寒時は、スキーウエア等の着用を認める。
- カーディガン・セーターは着用しない。
- アンダーシャツ等は首元や袖口などから見えないように着用する。
- カーディガン・セーターは着用しない。
- 体育着やワインドブレーカーの破れは直ちに繕う。
- 休日、学校へ来るときは体育着か制服、もしくは部活動で許可された服を着用する。(華美なものは避けられる。)
- 冬の帽子・マフラー・手袋・耳当て等は、ワインドブレーカー着用の上で、防寒面で着用する。嚴寒時は、スキーウエア等の着用を認める。
- 防寒着は学校指定のワインドブレーカーを着用する。厳寒時は、スキーウエア等の着用を認める。
- カーディガン・セーターは着用しない。
- アンダーシャツ等は首元や袖口などから見えないように着用する。
- カーディガン・セーターは着用しない。
- 体育着やワインドブレーカーの破れは直ちに繕う。
- 休日、学校へ来るときは体育着か制服、もしくは部活動で許可された服を着用する。(華美なものは避けられる。)
- 所持品には必ず記名をしておく。
- ハンカチ・ティッシュは常に所持する。
- くしや鏡は持ち歩かない。

3. 服装・持ち物など

- 男子の頭髪は、目・耳・襟にかかる長い長さとする。
- 女子は、前髪が目にかかる長い長さとする。
- また、必要によりヘアピンで留める。
- 女子で髪が肩にかかる場合には、黒・紺・金銭は学校に持つてこない。(やむを得ず持ってきた時は朝のうちに、担任に預ける。)
- 茶のゴムでしばる。
- 高校入試にふさわしい髪型を心がける。
- その他、「学校生活のきまり」に準ずる。

3. 服装・持ち物など

- 外出する時はみなかみ中生としての自覚をもつて行動する。
- 生徒だけのカラオケボックス・ゲームセンター等の遊技場への出入りを禁止する。
- 生徒だけで遠方に外出はしない。
- 生徒だけの外泊は禁止する。
- 夜間の一人歩き、外出はしない。(午後10時以降は保護者同伴でも補導対象です。)
- その他については、学級の実態による。

3. 服装・持ち物など

- 自転車通学者のきまり
- 自転車通学の許可地域
- ・名胡桃方面ー上津・下津の台地、南区
(小川島は除く。)
- ・上組方面ー橋上より以遠。
- ・下牧方面ー町立下牧児童館北側道路よ
り北(宮地は除く)
- ・真政方面ー関越自動車道引き込み線よ
り南
- ・上組方面ー後閑上方面ー坂上、貝久保
- ※右記以外の地区でも場合によつては認めることがある。
- 自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。
- 自転車は指定置き場にきちんと置く。
- 四月の車体検査を受け、整備された自転車に乗る。
- 冬季で路面が危険なときは徒歩にする。
- 発車時刻5分前までには、所定の停留所に集合する。運参者があつても定時に発車する。乗車しない場合には、同じ方面的友達にその旨を必ず伝えて、運転手さんに連絡する。
- 乗降は安全を第一とし、かつ定刻運行確保のため迅速に行う。
- 停車したバスの前後の横断は危険なので絶対にしない。
- 車内では運転手さんの注意を守る。
- 左記のいずれかの専門委員会に所属し、積極的に活動する。
- その他、スクールバス通学者のきまりを守り、安全運転に協力する。

3. 服装・持ち物など

- 自転車通学者のきまり
- 自転車通学の許可地域
- ・名胡桃方面ー上津・下津の台地、南区
(小川島は除く。)
- ・上組方面ー橋上より以遠。
- ・下牧方面ー町立下牧児童館北側道路よ
り北(宮地は除く)
- ・真政方面ー関越自動車道引き込み線よ
り南
- ・上組方面ー後閑上方面ー坂上、貝久保
- ※右記以外の地区でも場合によつては認めることがある。
- 自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。
- 自転車は指定置き場にきちんと置く。
- 四月の車体検査を受け、整備された自転車に乗る。
- 冬季で路面が危険なときは徒歩にする。
- 発車時刻5分前までには、所定の停留所に集合する。運参者があつても定時に発車する。乗車しない場合には、同じ方面的友達にその旨を必ず伝えて、運転手さんに連絡する。
- 乗降は安全を第一とし、かつ定刻運行確保のため迅速に行う。
- 停車したバスの前後の横断は危険なので絶対にしない。
- 車内では運転手さんの注意を守る。
- 左記のいずれかの専門委員会に所属し、積極的に活動する。
- その他、スクールバス通学者のきまりを守り、安全運転に協力する。

3. 服装・持ち物など

- 自転車通学者のきまり
- 自転車通学の許可地域
- ・名胡桃方面ー上津・下津の台地、南区
(小川島は除く。)
- ・上組方面ー橋上より以遠。
- ・下牧方面ー町立下牧児童館北側道路よ
り北(宮地は除く)
- ・真政方面ー関越自動車道引き込み線よ
り南
- ・上組方面ー後閑上方面ー坂上、貝久保
- ※右記以外の地区でも場合によつては認めることがある。
- 自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。
- 自転車は指定置き場にきちんと置く。
- 四月の車体検査を受け、整備された自転車に乗る。
- 冬季で路面が危険なときは徒歩にする。
- 発車時刻5分前までには、所定の停留所に集合する。運参者があつても定時に発車する。乗車しない場合には、同じ方面的友達にその旨を必ず伝えて、運転手さんに連絡する。
- 乗降は安全を第一とし、かつ定刻運行確保のため迅速に行う。
- 停車したバスの前後の横断は危険なので絶対にしない。
- 車内では運転手さんの注意を守る。
- 左記のいずれかの専門委員会に所属し、積極的に活動する。
- その他、スクールバス通学者のきまりを守り、安全運転に協力する。

3. 服装・持ち物など

- 自転車通学者のきまり
- 自転車通学の許可地域
- ・名胡桃方面ー上津・下津の台地、南区
(小川島は除く。)
- ・上組方面ー橋上より以遠。
- ・下牧方面ー町立下牧児童館北側道路よ
り北(宮地は除く)
- ・真政方面ー関越自動車道引き込み線よ
り南
- ・上組方面ー後閑上方面ー坂上、貝久保
- ※右記以外の地区でも場合によつては認めることがある。
- 自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。
- 自転車は指定置き場にきちんと置く。
- 四月の車体検査を受け、整備された自転車に乗る。
- 冬季で路面が危険なときは徒歩にする。
- 発車時刻5分前までには、所定の停留所に集合する。運参者があつても定時に発車する。乗車しない場合には、同じ方面的友達にその旨を必ず伝えて、運転手さんに連絡する。
- 乗降は安全を第一とし、かつ定刻運行確保のため迅速に行う。
- 停車したバスの前後の横断は危険なので絶対にしない。
- 車内では運転手さんの注意を守る。
- 左記のいずれかの専門委員会に所属し、積極的に活動する。
- その他、スクールバス通学者のきまりを守り、安全運転に協力する。

3. 服装・持ち物など

- 自転車通学者のきまり
- 自転車通学の許可地域
- ・名胡桃方面ー上津・下津の台地、南区
(小川島は除く。)
- ・上組方面ー橋上より以遠。
- ・下牧方面ー町立下牧児童館北側道路よ
り北(宮地は除く)
- ・真政方面ー関越自動車道引き込み線よ
り南
- ・上組方面ー後閑上方面ー坂上、貝久保
- ※右記以外の地区でも場合によつては認めることがある。
- 自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。
- 自転車は指定置き場にきちんと置く。
- 四月の車体検査を受け、整備された自転車に乗る。
- 冬季で路面が危険なときは徒歩にする。
- 発車時刻5分前までには、所定の停留所に集合する。運参者があつても定時に発車する。乗車しない場合には、同じ方面的友達にその旨を必ず伝えて、運転手さんに連絡する。
- 乗降は安全を第一とし、かつ定刻運行確保のため迅速に行う。
- 停車したバスの前後の横断は危険なので絶対にしない。
- 車内では運転手さんの注意を守る。
- 左記のいずれかの専門委員会に所属し、積極的に活動する。
- その他、スクールバス通学者のきまりを守り、安全運転に協力する。

3. 服装・持ち物など

- 自転車通学者のきまり
- 自転車通学の許可地域
- ・名胡桃方面ー上津・下津の台地、南区
(小川島は除く。)
- ・上組方面ー橋上より以遠。
- ・下牧方面ー町立下牧児童館北側道路よ
り北(宮地は除く)
- ・真政方面ー関越自動車道引き込み線よ
り南
- ・上組方面ー後閑上方面ー坂上、貝久保
- ※右記以外の地区でも場合によつては認めることがある。
- 自転車通学者は、「自転車通学許可申請書」を保護者が提出して、学校長の許可を受ける。
- 自転車は指定置き場にきちんと置く。
- 四月の車体検査を受け、整備された自転車に乗る。
- 冬季で路面が危険なときは徒歩にする。
- 発車時刻5分前までには、所定の停留所に集合する